

# MUFG Focus USA Weekly

## 経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY  
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)  
Director and Chief U.S. Economist

### バイデン新政権下での環境政策の動向と今後の注目点

#### 【要旨】

- ◇ バイデン大統領は就任以降、大統領令の発出等を通じて環境政策を迅速に推進している。米国経済をみる上で今後の環境政策関連の注目点としては、①「大規模なインフラ投資・クリーンエネルギー投資が実現するか」、②「環境関連の規制がどの程度強化されるか」、③「気候変動対策を重視する姿勢が他の政策分野への程度影響するか」等が挙げられよう。
- ◇ 上記①について、大規模なインフラ投資・クリーンエネルギー投資を実施するためには議会での法案可決が必要となるが、民主党と共和党では環境政策全般や連邦政府が大規模な投資を行うことについて見解の隔たりが大きい。現在の両党の議席数は僅差であるため、法案が成立する場合でも紆余曲折が予想される。
- ◇ 上記②に関し、環境関連の規制強化は立法を伴わず行政府権限で実施できる部分も少なくない。与野党の見解の隔たりは必ずしも規制実施のハードルにならなそうだが、規制が実際にどの程度強化されるかは予断を持たずにみていく必要があるだろう。バイデン政権は気候変動への対処に際して（高賃金）雇用の創出を伴うことを重視している。このため、規制強化で生じ得る経済・雇用への悪影響を何らかの措置で十分に緩和・相殺できない場合には、規制強化が小幅に止まる可能性もあるのではないだろうか。
- ◇ こうした雇用重視の背景には、「パンデミックで経済・雇用が甚大な悪影響を受けている」、「民主党内で左派の影響力が強まっている（特に経済面での左派）」、「大統領選挙で重要となる中西部の激戦州では製造業や従来型のエネルギー産業の従事者も多く、環境関連の規制強化で悪影響が生じ易い」等が考えられる。
- ◇ 上記③の「他の政策分野への影響」について、1月27日の大統領令で「外交政策・安全保障において気候変動の考慮を重要な要素と明確に位置付ける」とされたこと等を踏まえると、気候変動は幅広い政策分野に影響する可能性がある。特に対中政策への影響が注目されよう。

## 気候変動への対処はバイデン新政権にとって最重要政策課題の一つ

1月20日に発足したバイデン新政権は米国が現在4つの危機、具体的には「新型コロナウイルス感染症」「感染症を受けた経済危機」「気候変動」「人種間不公平」に直面しているとの認識の下、気候変動への対処を最重要政策課題の一つと位置付けている<sup>(注1)</sup>。

このためバイデン大統領は就任以降、大統領令の発出等を通じて環境政策を迅速に推進している(次頁第1表)。まず、温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」については、就任初日に復帰を表明し、2月19日に正式に復帰した<sup>(注2)</sup>。規制関連では「連邦政府所有地における原油・天然ガスの新規採掘規制」や「キーストーン XLパイプラインの建設認可取り消し」等を既に打ち出したほか、トランプ前政権が行政権限で実施した規制緩和全般(環境関連)の精査・見直しを各省庁へ指示している<sup>(注3)</sup>。また、「国家気候タスクフォース」や関連のワーキンググループを新設し2月から始動させている。

こうした動きはバイデン大統領の選挙時の公約に概ね沿っており、トランプ前政権の環境政策から大きく転換するものである。

(注1) 気候変動対策での中長期的な目標として、バイデン政権は2035年までに電力部門で炭素汚染を取り除き、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを掲げている。

(注2) パリ協定は国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の目的を達成するための2020年以降における具体的枠組みである。オバマ政権下で2015年12月に合意していた米国の温室効果ガス排出量に関する目標は「2025年までに2005年比で26~28%削減」であった。バイデン政権は温室効果ガス排出量の2030年までの新たな削減目標を策定中とされ、4月22日の「地球の日」に開催を予定している「気候サミット」で発表する模様である。なお、第26回国連気候変動枠組条約締結国会議(COP26)は今年の11月に英国で開催される。

(注3) 規制の精査・見直しは、期限が夫々に設けられている。例えばトランプ前政権による燃費基準は、それを停止するか改訂するか撤回するかを7月までに決定し公表することを関連省庁へ指示している。

第1表: バイデン政権発足以降の環境政策の動向

1月20日	温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」への復帰を国連宛通知
1月20日	大統領令を公表 トランプ前政権下で実施された環境関連の規制緩和等のレビューを省庁へ指示 国立記念物の保存環境が適切か検証 北極圏国立野生生物保護区 (ANWR) の海岸平野における原油・ガス鉱区リース権付与を一時停止 温室効果ガスの社会的コストに関するワーキンググループを設置 2019年3月に出されたキーストーンXLパイプラインの建設許可を取り消し トランプ前大統領による複数の大統領令を撤回
1月27日	大統領令を公表 外交政策・安全保障において気候変動の考慮を重要な要素と明確に位置づける ホワイトハウスに国内気候政策を担うオフィス (Office of Domestic Climate Policy) を設置 21省庁のリーダーで構成する国家気候タスクフォース (National Climate Task Force) を設置 連邦政府所有地における原油・天然ガスの新規採掘のリース権付与を可能な限り停止 連邦政府機関に対して現行法の範囲内で化石燃料への補助金廃止を指示 石炭・発電所コミュニティと経済再生に関するワーキンググループを設置 環境正義を確実にする。連邦政府による環境関連投資の恩恵の40%が不利な条件に置かれている地域に届くようにする「ジャスティス40」イニシアティブを立ち上げ
1月27日	覚書を公表 科学的公正性と根拠に基づいた政策決定を実施し、政府に対する信頼を回復
1月27日	大統領令を公表 科学技術に関する新たな大統領諮問委員会 (PCAST) を設置
2月11日	国家気候タスクフォース会議を初開催 (マッカーシー国家気候アドバイザーが議長) 国家気候タスクフォース内に気候イノベーション・ワーキンググループを新設 バイデン政権が重視するイノベーションのアジェンダを提示 低炭素エネルギーへの転換を促す技術の研究開発にエネルギー省が1億ドルを拠出
2月19日	「パリ協定」に正式に復帰
2月26日	石炭・発電所地域と経済再生に関する省庁横断ワーキンググループを初開催 ディーズ国家経済会議議長とマッカーシー国家気候アドバイザーが共同議長
2月26日	連邦政府が使用する「温室効果ガスの社会的コスト」に関する推計値を、トランプ政権以前の推計値に戻す

(資料) ホワイトハウス資料より三菱UFJ銀行経済調査室作成

## バイデン政権は大規模なインフラ投資・クリーンエネルギー投資を目指している

米国経済をみる上で今後の環境政策関連の注目点としては、①「大規模なインフラ投資・クリーンエネルギー投資が実現するか」、②「環境関連の規制がどの程度強化されるか」、③「気候変動対策を重視する姿勢が他の政策分野へどの程度影響するか」等が挙げられよう。

上記①について、バイデン氏は「4年間で2兆ドルのインフラ投資・クリーンエネルギー投資」を大統領選挙で公約に掲げていた (次頁第2表)。大規模なインフラ投資・クリーンエネルギー投資を実施するためには議会での法案可決が必要となろうが、民主党と共和党では環境政策全般や連邦政府が大規模な投資を行うことについて見解の隔たりが大きい。現在の両党の議席数は僅差であるため<sup>(注4)</sup>、法案が成立する場合でも紆余曲折が予想される。

(注4) 現在、下院では民主党が過半数の議席を占め、上院 (定数 100 議席) では両党の議席数が同数となっている。

上院の票決で可否同数の場合には上院議長を兼ねる副大統領が票を投じるため、過半数で可決できる法案であれば民主党は上院でも単独で法案を可決できる。上院では、法案可決に過半数が必要なケースと 60 票が必要なケースがある。

第2表:バイデン氏が大統領選挙時に掲げたインフラ投資・クリーンエネルギー投資に関する政策

1期目の4年間に以下2兆ドルの投資を実施する	
インフラ	壊れかかっている輸送インフラを立て直す(道路、橋、鉄道のレール、航空、港、内陸水路等)
	第二の鉄道革命の火付け役となる
	地方の交通システムに大改革をもたらす(2030年までに人口10万人以上の全ての市の住民に、高品質な公共交通を提供する)
	全てのコミュニティに対して、安全できれいな飲料水の供給を確かにする ブロードバンドを拡大する
自動車産業	米国の自動車産業が21世紀に勝利できる体制を整える
	米国製の自動車(無公害車)への需要を高めるために、連邦政府の調達の力を用いる
	自動車関連のインフラへ投資する(電気自動車の充電スタンドを50万ヵ所新設する等)
	バッテリー技術の研究を加速し、国内生産能力の拡大を支援する
	米国で製造される全てのバスが2030年までにゼロ・エミッションになることを目指す 意欲的な燃費基準を設ける 米国の自動車産業で新たに100万人の雇用を創出する
電力セクター	2035年までに炭素汚染のない発電部門を構築する
	「エネルギー効率化」、「クリーンエネルギー」、「電気システム」、「送電システム」等に対する歴史的な規模の投資を先導する
	エネルギー効率化等に繋がるように、税制のインセンティブを改革する
	次世代送配電網の構築では、新しい技術の力を借りて既存のインフラ・資産を最大限活用する
ビル・住宅	向こう4年間で400万のビルを改築し、200万の住宅に耐気候構造を施す。これにより100万人の高賃金雇用を創出する
	公立学校と幼児教育施設を近代化するために複数年の計画を立ち上げる 手頃な価格でエネルギー効率も高めた150万戸の住宅を建設する
イノベーション	重要なクリーンエネルギー技術のコストについて、大幅な引き下げを推進する
農業・保全	環境に優しい農業を通じて雇用を創出する
環境的公平	環境的公平が重要な検討事項であることを確かにする

(資料)バイデン氏の大統領選挙時HPより三菱UFJ銀行経済調査室作成

## 環境関連の規制は強化されようが、雇用重視の姿勢が歯止めとなる可能性も

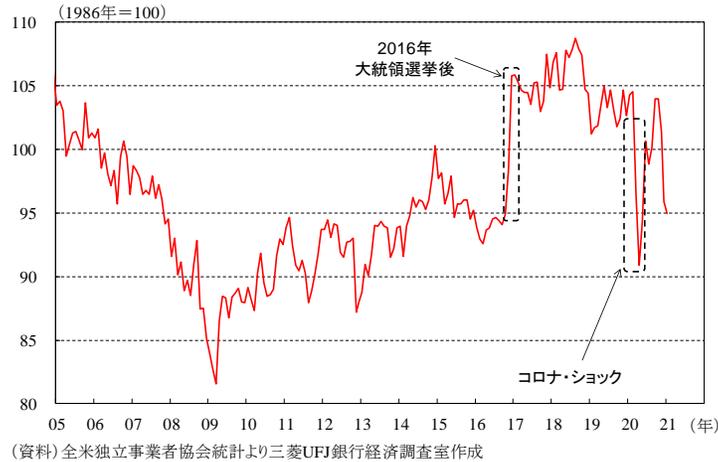
上記②に関し、環境関連の規制強化は立法を伴わず行政府権限で実施できる部分も少なくない。与野党の見解の隔たりは必ずしも規制実施のハードルとならなそうだが、規制が実際にどの程度強化されるかは予断を持たずにみていく必要があるだろう。バイデン政権は気候変動への対処に際して(高賃金)雇用の創出を伴うことを重視している。このため、規制強化で生じ得る経済・雇用への悪影響を何らかの措置で十分に緩和・相殺できない場合には、規制強化が小幅に止まる可能性もあるのではないだろうか。

バイデン政権のこうした雇用重視の背景には、「パンデミックで経済・雇用が甚大な悪影響を受けている」、「民主党内で左派の影響力が強まっている(特に経済面での左派)」、「大統領選挙で重要となる中西部の激戦州では製造業や従来型のエネルギー産業の従事者も多く、環境関連の規制強化で悪影響が生じ易い<sup>(注5)</sup>」等が考えられる。

なお、一般に環境関連の規制強化は大企業よりも中小企業で影響が大きいとみられており、2016年大統領選挙後に中小企業の景況感が大幅に改善したのは、勝利したトランプ氏の規制緩和路線が好感されたためと指摘されている(次頁第1図)。

(注5) 中西部の雇用に関連して、例えばジーナ・マッカーシー国家気候アドバイザー(国家気候問題担当大統領補佐官)は1月27日、「オハイオ州やペンシルベニア州の人々に対して、太陽光関連の仕事に就くために沿岸部へ行くことをお願いするつもりはない」等と述べている。

第1図：NFIB中小企業楽観度指数の推移



### 気候変動対策を重視する姿勢が他の政策分野へ影響する可能性にも目配りが必要

上記③の「他の政策分野への影響」について、1月27日の大統領令で「外交政策・安全保障において気候変動の考慮を重要な要素と明確に位置付ける」とされたこと等を踏まえると、気候変動は幅広い政策分野に影響する可能性がある。

この点で特に注目されているのは、世界最大の温室効果ガス排出国である中国から気候変動対策で協力を得るために、バイデン政権が他の政策課題で中国に譲歩する可能性である。こうした見方に対してジョン・ケリー気候変動担当特使は1月27日、「知的財産権窃盗や市場アクセス、南シナ海の問題等で中国と取引することはない」等と述べているが、今後の動向が注目される<sup>(注6)</sup>。

(注6) ケリー気候変動担当特使は、オバマ政権時の後期にヒラリー・クリントン氏の後任として国務長官(2013年～2017年)を務め、当時米国を代表してパリ協定に署名している。2019年には環境問題の解決を目指す団体「World War Zero」を創設し、当団体には政治家や著名人が名を連ねている。ケリー氏は2014年2月にインドネシアのジャカルタで演説を行っているが、次の一説はケリー氏にとって気候変動対策の位置づけを示すものとして有名である。「大量破壊兵器の拡散の問題を考えてみよう。米国が核兵器を堅牢に管理していても、核兵器がテロリストの手に渡ることを他国が防げなければ、我々の安全を確保できない。気候変動についても同じことが言える。現在、気候変動はある意味では別の大量破壊兵器と考えることができる。場合によっては、世界で最も恐ろしい大量破壊兵器と言えるかもしれない」。

(2021年2月26日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by MUFG Bank, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "MUFG Bank") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by MUFG Bank. MUFG Bank hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While MUFG Bank believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, MUFG Bank makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that MUFG Bank may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and MUFG Bank is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.